

## 認定新技術等実証計画の内容の公表

### 1. 認定をした年月日

令和元年10月17日

### 2. 認定新技術等実証実施者の名称

g l a f i t 株式会社代表取締役 鳴海 穎造  
和歌山市長 尾花 正啓

### 3. 認定新技術等実証計画の目標

ハイブリッドバイク（電動駆動、ペダル走行を切り替えることができるモビリティ）の乗り手や歩行者も含めた交通における安全性が勘案された上で、その小型で多様な移動手段の一つとしての更なる社会実装を図るべく、本新技術等実証（以下「実証」という。）を通じて同車両のペダル走行時の安全性や利用者ニーズ等に関する情報を取得し、同車両が普通自転車に劣後しないことを検証する。

### 4. 認定新技術等実証計画の内容

#### (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

ペダル走行に限定する改造を行ったハイブリッドバイクの公道走行実証

#### (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証において、g l a f i t 株式会社（以下「g l a f i t」という。）はペダル走行のみが可能となるよう改造したハイブリッドバイクを和歌山市内においてレンタルサイクル事業を行う事業者に無償で貸与し、当該事業者は利用者に対して同車両を貸し出す。

g l a f i t は、実証に用いるハイブリッドバイクについて、モーターに一切電源供給せず、ペダル走行しかできない車両へ改造するとともに、自転車としてペダル走行していることが明確に視認できるようにするため、「実証実験中」のプレート及びペダル走行時に常時点灯するランプを取り付ける。

利用者に対して道路交通法規を遵守するよう周知をする。

利用者は、走行に当たってはヘルメットを着用する。

参加者等の同意を取得したときには1か月ごとにその旨を、実証開始後は1か月ごとに実証の状況を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関して事故等があったときは速やかにその状況と講じる措置の経過を、それぞれ国家公安委員会、経済産業大臣及び国土交通大臣に報告する。また、上記のうち実証状況及び事故等に関する報告は、和歌山県警察本部及び和歌山西警察署長に対しても行う。

#### (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて、同車両のペダル走行時の安全性、同車両の走行及びシェアリングに関する利用者のニーズ、社会的評価、懸念事項等について確認する。

### 5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### (1) 実施期間

令和元年10月17日から令和2年1月31日まで

#### (2) 実施場所

和歌山市（ハイブリッドバイクを貸し出す場所はわかちか広場（和歌山県和歌山市美園町5-61））

### 6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

ユタカ交通株式会社（和歌山市からの委託によりハイブリッドバイクの貸出しを実施）、和歌山市役所、ハイブリッドバイク利用者（原動機付自転車を運転できる免許を有する18歳以上の者に限る。）

(2) 参加者等の同意の取得方法

事前に説明を行い、書面にて同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽けん引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三～二十三 （略）

2・3 （略）

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

5～9 （略）

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし